

原単位の改善のための取組に関する状況【2025年度提出分(2024年度実績)】※非特定事業者用

株式会社 中日本冷蔵
(NAKANIPPON REIZO CO.,LTD.)

銘柄コード -
法人番号 512000102663

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	47	倉庫業
細分類 (申請事業)	4721	冷蔵倉庫業
エネルギー管理統括者	【役職】 管理部長 【氏名】 田中真司	

エネルギー総使用量	49,815	GJ	1,285	kL
前年度エネルギー 総使用量			1,393	kL
非化石エネルギー 総使用量		GJ		kL
調整後温室効果ガス 排出量			t-CO ₂	

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業における エネルギー消費原単位※注 (2024年度実績)	原単位分母				
	主たる事業 の構成割合				
事業者全体の エネルギー消費原単位 対前年度比	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
事業者全体の 5年度間平均原単位変化(%)					

※ 主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基づき各事業者が決定したものを。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における 電気需要最適化評価原単位 (2024年度実績)	原単位分母				
	DR実施日数				
事業者全体の 電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
事業者全体の 5年度間平均原単位変化					

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分		
目指すべき水準	kL/t以下	
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分		
目指すべき水準	kL/t以下	
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた既証排出削減量の量】

種別	合計量
Jクレジット	t-CO ₂
-	t-CO ₂
-	t-CO ₂
-	t-CO ₂

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	5.0%				
直近5年度間の実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
					1.0

目安設定業種					
目安(2030年度)					
目標(2030年度)					
直近5年度間の実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
目安設定業種	-		-		
目安(2030年度)	-				
	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
					-

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

当社は、エネルギー使用合理化、及び温室効果ガス排出削減の為、冷蔵・冷凍機器の省エネ型自然冷媒冷凍機器への切替を進めています。2020年に、本社センターA棟に「高効率省エネ型冷凍機器」、舞洲物流センターに「省エネ型自然冷媒冷凍機(CO2冷媒型ノンフロン冷凍システム)」を導入。2025年に、本社センターC棟に「省エネ型自然冷媒冷凍機(CO2冷媒型ノンフロン冷凍システム)」を導入しました。

また、本社センターC棟屋上部分への遮熱顔料塗布や、舞洲物流センター自動倉庫への防熱改修工事実施により、断熱・遮熱向上による電気使用量削減を図っています。加えて、施設内照明機器のLED化や、冷蔵庫防熱扉の長時間開放の抑制・こまめな開閉の徹底による冷凍機器への負荷削減を従業員へ周知徹底する等、会社全体で継続的なエネルギー使用効率化に取り組んでいます。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

エネルギー使用合理化を進めると同時に、非化石エネルギーへの転換にも取り組んで参ります。令和6年度から関西電力より再生可能エネルギー電力の購入を開始、また、令和7年度に本社センター屋上部分に自家消費型太陽光発電設備を設置し、一部電力の自家発電開始しました。その他の取り組みについても、積極的に情報収集・検討を行って参ります。

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)

2. 関連リンク

(注意事項)

- ・赤枠囲み欄は必須記載です。
- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。